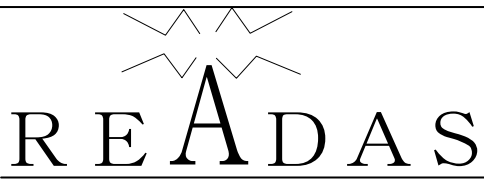


第 4798 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月22日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 推計課税がされるとき

Q：推計課税は、どんな場合でもできるのですか？

A：次の場合に限り行われます。

【解説】

推計課税とは、直接的な資料に基づいて課税できない場合に間接的な資料に基づいて所得金額を推定する例外的な課税方法です。

申告納税制度の下においては、実額申告・実額課税が原則ですから、この推計課税は、実額課税ができない場合に限り、許されています。

そして、推定課税は、青色申告書には適用できず、白色申告者に対して、推計の必要性が認められる場合に限り、適用することができます。

推計の必要性とは、次の場合をいいます。

- ①帳簿書類の不存在により、直接資料による所得の把握ができない場合
- ②帳簿の不備により、その内容が不正確で信頼性に乏しい場合
- ③調査に非協力で、納税者が資料の提出を拒否して調査が行えない場合

なお、上記の要件を満たす場合においても、推計課税をするには、次のような合理的な基準が必要とされています。

- ①複数の間接資料が存在する場合には、最も所得を反映する資料を用いること
- ②推計課税に使われる率は、合理的な方法で算出されたものであること
- ③納税者に特殊な事情がある場合は、それらを考慮すること

